

負担金債権の債権管理に当たり、債権を保全するための措置を執っていなかったため、時効により債権が消滅

1件 不当金額(収入) 370万円

1 負担金債権の概要等

中国地方整備局鳥取河川国道事務所は、平成23年に発生した交通事故(以下「本件交通事故」)によりトンネル内の照明配線等が損傷したため、復旧工事を工事費357万円で行っている。道路管理者である中国地方整備局長は、道路法等に基づき、本件交通事故の当事者のうち上記の損傷を与えた者の承継者(以下「債務者」)に対して、当該工事費の全額に事務費13万円を加えた計370万円を負担させる負担命令を行うとともに、分任歳入徴収官である事務所長に対して、負担金を徴収する権利(以下「負担金債権」)が発生したことを通知した。そして、事務所長は、国の債権の管理等に関する法律(以下「債権管理法」)等に基づき、債務者に対して、負担金370万円の納付期限を24年4月13日とする納入の告知を行った。

債権管理法等によれば、歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、納付期限を過ぎてもなお履行されていない場合には、債務者に対して、原則として督促状によりその履行を督促しなければならないこととされている。また、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置を執らなければならないこととされている。

そして、道路法^(注)によれば、負担金債権は、5年間行使しない場合においては、時効により消滅することとされている。

(注) 関係法令は、負担金債権が発生してから時効により消滅するまでの期間に適用されていた法令に基づき記述している。

2 検査の結果

事務所は、債務者から、任意保険の保険会社に対して負担金の支払を請求するよう依頼があったため、保険会社と連絡等を行っていた。事務所は、保険会社から、本件交通事故の過失割合に関して債務者ともう一方の当事者との間で合意が成立するまでは負担金に充当するための保険金を支払うことができないとの説明を受けていたが、その一方で、過失割合が決まれば保険金を支払うことができるとの説明も受けていたことから、保険会社には保険金を支払う意思があると判断していた。

その後、26年8月に当事者間で民事訴訟が提起されたことから、事務所は、保険会社を通じて裁判の進捗等を確認していた。事務所は、上記の経緯等により、債務者にも支払う意思があると判断して、納付期限を過ぎても債務の履行がなかったものの、債務者に対して督促状による督促を行っていなかった。

そして、事務所は、29年2月に、保険会社から、上記訴訟の判決が確定したことから同年3月末までに保険金を支払うか否かの判断を行う旨の説明を受けていたが、同月末になっても保険会社から連絡等がなかった。

しかし、事務所は、同月末の時点で、納付期限の翌日から5年が経過して消滅時効が完成する日である29年4月13日が2週間後に迫っていることを認識していたものの、引き続き保険会社からの連絡を待つこととし、債務者に対して督促状による督促を行うなどの本件負担金債権を保全するための措置を執っていなかった。このため、本件負担金債権は、29年4月13日に消滅時効の完成により消滅した。

このように、保険金を支払うか否かの判断が保険会社に委ねられていて、保険金の支払が確約されていない中、事務所において、本件負担金債権370万円について、債権管理法等に基づき債務者に対して督促状による督促を行うなどの債権を保全するための措置を執ることなく消滅させていた事態は適切ではなく、不当と認められる。